

総行行第 283 号
3 施企第 12 号
国不入企第 28 号
令和 3 年 8 月 30 日

各都道府県担当部局長
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県教育委員会教育長
各都道府県議会事務局長
(議会事務局扱い)
各指定都市担当部局長
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市教育委員会教育長
各指定都市議会事務局長
(議会事務局扱い)

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
(公印省略)
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について

学校施設の整備をはじめとする公共工事等については、公共工事の品質確保に関する基本理念等を定めた公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品質確保法」という。）、地方公共団体の入札、契約等の財務事務を定める地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）等に基づき適切な運用が求められているところです。

地方公共団体の入札及び契約の方法は、機会均等、競争性、公正性、経済性及び透明性の原則を図る必要性から、これらの原則が最も有効に発揮される一般競争入札によることとし、地方自治法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）において定めるところにより、これらの原則の妨げにならない範囲において随意契約によることができることとされている一方、公共工事等については、品質確保法にも規定されているように、工事等の性格、

地域の実情等に応じ、多様な入札及び契約の方法の中から発注者が適切な方法を選択し、又は組合せによることができることとされており、その具体的な方法として、設計等の業務委託を対象として、内容が技術的に高度であるもの又は専門的な技術が要求されるものであって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に活用が考えられる「プロポーザル方式」等について、品質確保法及び同法に基づく基本方針（以下「品質確保法等」という。）においてその活用が要請されているところです。

学校施設については、子供たちが生き生きと学習でき、生活することができる安全で豊かな環境を確保し、教育内容や方法の多様化に対応するための機能を備えることが必要であるため、文部科学省ではこれまでも「学校施設整備指針」や「新たな学校施設づくりのアイデア集」などを活用し、創意工夫ある学校施設の整備の推進をお願いしているところですが、その際、プロポーザル方式等を活用して設計を実施することが豊かで魅力ある学校施設を整備するために有効な方法の一つであると考えられます。

プロポーザル方式等の活用については、「発注関係事務の運用に関する指針の改正について」（令和2年1月30日付け総行第23号・国官技第317号・国土入企第43号 各都道府県総務部長等あて総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房技術調査課長・国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）により、国土交通省が実施する直轄事業に関するものとして作成する「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考として地方公共団体における公共工事等の品質確保の促進について適切に対応するよう求めているところですが、学校施設の整備においても、教育委員会と契約担当部局・発注担当部局とが適切に連携し、運用が図られるよう下記の通り留意点についてお知らせします。

なお、このことについて、各都道府県においては域内の市区町村に対して、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して周知をお願いします。

また、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 学校施設の設計におけるプロポーザル方式等の導入の検討について

- ・ 豊かで魅力ある学校施設を整備するためには、設計段階における創意工夫も重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討されたい。

2. 法令等に基づくプロポーザル方式等の適切な運用について

- ・ 地方公共団体がプロポーザル方式等により公共工事等に係る契約の相手方を選定する場合は、地方自治法上では随意契約と位置付けられているものであることから、

これらの方法による場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる随意契約を締結することができる事由に該当することが必要であること。

- ・ 特に、同項第 2 号に規定する事由に基づきプロポーザル方式等によることとする場合には、上記ガイドラインにおけるプロポーザル方式等の適用の対象とする考え方も踏まえ、設計の内容等に照らして、これらの方式によって契約の相手方を選定する必要があることについて、説明責任を十分に果たすことが必要であること。
- ・ プロポーザル方式等によることとする場合において、上記ガイドラインに加え、都道府県及び指定都市の営繕担当部局並びに国土交通省官庁営繕部で構成する全国営繕主管課長会議において作成された「建築設計業務委託の進め方」（平成 30 年 5 月）を参考として、これらの説明責任が十分に果たされるような具体的な手続を設けること等に配慮することが必要であること。

3. 設計者選定委員会の人選等

- ・ 学校施設の設計におけるプロポーザル方式等の手続を進める上で審査の公平・公正を保ち、対象の学校施設を設計するのに最も適した設計者を選定するために、設計者選定に関する委員会（設計者選定委員会）を設け、審議していくことが必要であること。
- ・ 設計者選定委員会は、技術的に最適な者を選定する観点から、建築に関する専門的な知識及び経験を有する者（内部職員や学識経験者等）を中心に構成することが適当であること。また、学校施設を設計する際の設計者選定委員会においては、必要に応じて、発注部局の職員のほかに学校教育担当部局の職員を加えることや、設計内容に応じたまちづくりや景観等の専門家を加えること。
- ・ 適切な発注体制を確保するために、全国営繕主管課長会議において作成された「発注者支援業務事例集」（平成 30 年 5 月）及び「発注者支援業務等業務委託様式事例集」（令和元年 6 月）を参考として、必要に応じて、外部から発注者支援を受けることも検討すること。
- ・ 設計者選定委員会において学識経験者等を構成員とする場合や、外部から発注者支援を受ける場合には、各発注者においてそのための費用の確保も含め、適切な設計者を選定できるよう必要な検討を行うこと。

4. 相談窓口の活用

- ・ プロポーザル方式等は一般競争入札と比較して手続が異なる点もあるため、学校施設の設計におけるプロポーザル方式等の導入実績のない地方公共団体においてプロポーザル方式等の導入を検討する際には、教育委員会と契約担当部局・発注担当部局とが連携し、必要な手続を確認するなど適切な運用を図ること。
- ・ 公共建築の一般的な設計者選定の考え方や具体的な手続に係る技術的な相談につ

いては、国土交通省が設置している公共建築相談窓口を活用することも有効であること。

【公共建築相談窓口】 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

- そのほか、学校施設特有の課題等に関する相談がある場合は、文部科学省へ相談するなど、プロポーザル方式等の導入を積極的に検討されたい。

【文部科学省担当】 文教施設企画・防災部施設企画課指導第一係 03-6734-2291